

倫理規程

<前 文>

一般財団法人海外邦人医療基金（以下、この法人という）は海外在留邦人および海外渡航者に対する保健医療にかかわる施策の実施およびその振興を図るための援助、調査研究等を行い、海外在留邦人の福祉の増進およびその生活の安定に寄与するとともに、海外渡航者の健康面の維持向上に寄与し、もってわが国の国際活動の発展と国際交流の促進に資することを目的として、設立し、その後一貫して事業活動を続けてきた。

この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員等は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

この倫理規程での役職員等とは、一般財団法人海外邦人医療基金の評議員、理事、監事及び職員を含むものである。

<本 文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、目的実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなけ

ればならない。

(私的利益の禁止)

第4条 この法人の役員等は、その事業活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 この法人の役員等は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反を生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役員等は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 この法人は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

(平成26年6月19日評議員会決議)